

令和7年皆野町農業委員会第4回定例総会議事録

1. 開催期日 令和7年4月24日（木）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 3時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：3人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤 克	出席	11	浅見寿太郎	出席
2	真下一正	出席	12	小池幹夫	出席
3	葦原義人	出席	13	中畦泰男	出席
4	大濱英一	出席	14	浅見幸弘	出席
5	四方田順造	出席	皆野	丸山真守	出席
6	若林雄一	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	横田和子	出席	金沢	山口勝久	出席
8	四方田克己	出席	日野沢	—	—
9	東 光義	出席	三沢	—	—
10	田島一男	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について 3件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 1件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 3件
- 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について 2件

8. 会議に付した報告

- 報告第1号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について 3件

9. 事務局 三橋博臣、宮島久枝、井上裕太

10. 会議の概要

浅見会長

皆さん、こんにちは。全員の方に時間よりも早くお集まりをいただきましてありがとうございます。今、事務局長からも話がありましたとおり、今年第4回の定例総会ですが、今年度は第1回、最初の定例総会なのですけれども、議案の数がすごく多いということで、こんなに多いのは私も初めてかなと思うぐらい多いのですが、慎重に審議いただくのはもちろんなのですが、スムーズに進行できますようにご協力をよろしくお願いいたします。

なお、このメンバーでこんな形で1か月に1回は総会を行っていくわけですが、今後ともご協力いただきますようによろしく願いして、最初の挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続いて、次第3の議案に入ります。

議案の進行につきましては、規約にのっとり会長に議長をお願いしたいと思います。浅見会長、よろしく申し上げます。

浅見会長

それでは、しばらくの間、進行させていただきます。着座で失礼をいたします。

ただいまの出席委員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年皆野町農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に、議事録署名人に、

1番、齊藤克委員

2番、眞下一正委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

1番、齊藤克委員

2番、眞下一正委員をお願いをいたします。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の14番、浅見幸弘委員に対象農地の状況について説明を求めます。  
浅見委員、お願いします。

14番  
浅見委員

14番、浅見です。初めてですので、足りないところはまた補足を  
お願いしたいと思います。座ったままでよろしいでしょうか。

浅見会長

はい。

14番  
浅見委員

4月の17日に事務局の宮島主幹立会いの下、現地調査、確認を行いました。議案第1号の写真がありますので、こちらを御覧いただければと思います。2筆ありまして、〇〇〇〇番地と裏面、裏の〇〇〇〇番地の〇になります。〇〇〇〇番地の〇につきましては、獣よけの柵で囲われたところもあり、耕作をされております。〇〇〇〇番地については、建設資材が見られますけれども、草刈り等土地の管理はされていまして、今後耕作の拡大が期待できるのではないかと考えられます。申請の内容については適正と認められます。  
以上でございます。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

12番  
小池委員

この母親〇〇歳というのはどちらへお住まいなのですか。

事務局

〇〇、自宅、家がすぐ後ろです。11ページの公図を見ていただくと、〇〇〇〇番地が住居、建物になりますので、すぐ畑の後ろというのでしょうか、が住まいになっています。

浅見会長

ほかに何かございますか。  
横田委員。

7番  
横田委員

譲渡人と譲受人というのは全くの関係がない方たちなのですね。

浅見会長

事務局から。

事務局

こちらの申請につきましては、3月のとき以前、私のときにお預かりしまして、ご兄弟になります。当初はこの譲渡人のほうで相続をしたと。ただ、今後のことを考えて長男に移したいということで相談がありまして、今回の譲受人なので、こちらの方が長男になろうかなと思います。ですので、兄弟関係にございます。

7番  
横田委員

そうすると、お二人と〇〇ではないですか、住まいが。実家は〇〇〇にあるのですけれども。今まで農機具も全くここに書いていないということは何もなくて、〇〇〇〇をこれから耕作したり作物を作ったり、手作業でできないことはないのかもしれないのですけれども、2時間かけてこの申請者の方も180日通ってどうなのかなという、そこがちょっと疑問だったのですけれども、農機具はないのでしょうか。

事務局

農具自体は、特に所有というのは聞いてはいないのですが、もともとこの方々は建設業とかをやっていて重機等はあるので、場合によってそういうものを持ってくるという話はちょっと聞いております。なので、それで片づけたりというのはするということ。

7番  
横田委員

実際に写真はすごいよくやっているみたいなので、このまま続けていただければ十分いいのかなと思うのですけれども、日数的なものと、機械というか農機具はなかったなので、実際にやれるのというふうに思ったのです。

以上です。

事務局

すみません、私が何度も申し訳ないのですが、一応この状況になっておりまして、ここはちゃんと復元して農地として管理していきますよということで、一筆もらっております。もともとどうもお父さんの代に土建屋をやられていて、そのときの残置物があるような話はされていたのです。それがずっときてしまっていたので、相続して今回のときに合わせて今後きれいにしてもらわないとという話をしたら、やっていきますということで。今後はもっとよく実家のほうに帰って頑張りますということで聞いております。

浅見会長

ほかに何かございますか。今の関連でも結構ですが。よろしいですか。

出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>それでは、質疑のほうを以上とさせていただいて、これより採決をいたします。</p> <p>本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して管理を徹底し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。</p> <p>続いて、番号2について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の6番、若林雄一委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p> <p>若林委員。</p>
6番 若林委員	<p>2週間前ですけれども、立ち会いまして、場所のところといたしますと、〇〇の〇〇地域の〇〇というところなのですけれども、〇〇〇〇に上がっていくすぐ途中なのですけれども、場所的には日当たりもいいし、農業には十分使えるというか、今までもやっていたと思うのですけれども、十分農業には使えると思います。</p> <p>あとは、俺も初めてのものなのですけれども、なかなか説明といってもこれぐらいですか、現地で。</p> <p>すみません、以上です。</p>
浅見会長	<p>19ページのところに案内図が入っているのですけれども、これでさっき言ってもらったのでいいかなとは思っているのですが。</p> <p>それでは、農地利用最適化推進委員として金沢区域担当の山口勝久委員も現地確認に同行していると思いますが、本件に対して意見がございましたらお願いいたします。</p>
金沢区域担当	4月の18日ですか、宮島担当者と、あと若林委員と私で3人で同

山口委員

場所を見させてもらいました。それで、現状のところはよく管理されておりまして、保全管理が徹底している、今まで数年たっているのによくきれいになっているなという感じでございます。それから、次に受け渡す方もこれに倣ってやってもらうのではないかと期待をしておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。  
以上です。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。  
横田委員。

7番  
横田委員

申請の面積が〇〇〇㎡ではないですか。実際に14ページの作付が〇〇〇と。この差は何なのですか。

浅見会長

どうぞ、分かっている。

事務局

その差につきましては、この後、報告事項の3件に入っている農業用施設の届出の関係です。農業用施設、そういったものが置いてあった倉庫と、あとは車を止めたりするような部分があったので、その部分をちゃんと積算してもらってはじめてもらっています。なので、この後、農業用倉庫でたしか〇〇〇ぐらいの面積は農業用の届出をするということで、申請のところから、登録面積自体はそれなのですけれども、そこからそういったもので使う部分は差し引いて耕作できる純粋な部分で書いてもらっています。

事務局

報告のページが71ページです。

7番  
横田委員

ありましたね。これなのですね。

事務局

差し引いてその数字になっています。

浅見会長

ほかに何かございますか。  
田島委員。

10番  
田島委員

反対というかバツテンということの意味ではないのですが、〇〇歳自営業の、どこか農業か何かやられたご経験とかはあるのか。もともとは農家出身ですとか、何かそういうことはあるので、農業関係、多

少なりとも知識のあられる方なのですか。参考に聞かせていただきたいと思います。

浅見会長

はい、どうぞ。

事務局

農業経験自体等はないのですが、もともとこの家にある管理機等は、もともところら空き家バンクの案件なのです。町とそういう空き家バンクの不動産会社がやっていて、空き家、そういった家の流動化でないですけれども、そういったものをやっているところから来た案件になりまして、その中でこの方とも聞いているのですが、売主のほうに少しそういう耕運機を譲ってもらう部分等もあるので、そこで少し教えてもらうということは聞いております。

浅見会長

中畦委員。

13番  
中畦委員

14ページの(3)のところに農業技術修学歴、これは1年なのですか。

事務局

これはハイフン、ないという意味です。ご本人が書かれたものです。

13番  
中畦委員

こっちはゼロ年とあって、こっちは1年なのかなと思ったのだけでも、そうではないわけですね。

事務局

これはないという意味のハイフンです。そうお読みください。

浅見会長

ほかには。  
齊藤委員。

1番  
齊藤委員

その〇〇さんなのですけれども、180日間農作業をやられるということですが、今までの個人事業主の仕事も一緒に並行してされるような方ということですか。

事務局

先ほどちょっと触れさせてもらった空き家バンクの案件ということで、この現地写真に写っているこの区画を併せて購入するのです。いろいろ人が住んでいなかった関係もあつたりするので、そこを何年か修繕しながら、行き来しながらというところなので、それに併せてやられるという認識でおります。

浅見会長

ほかにはよろしいですか。  
この件については特によろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑は以上ということにさせていただきます、採決をしたいと思います。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

続いて、番号3について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の5番、四方田順造委員に対象農地の状況について説明を求めます。

四方田委員。

5番  
四方田委員

この案件は、既にもう3回見に行っております。一番最初のときは相続、被相続ということで見に行きまして、今度は大変農業に熱心な若者ですよ、〇〇歳ですから。それで、野菜の作る内容も相当なことが書いてありますけれども、4月の18日に宮島さんと山口さんと3人で現地確認に行ってきました。ここに書いてありますように8筆に分かれておりまして、ただ4ページの写真を見てもらいたいのですが、これが現況写真です。まず、1番を見てもらっても、建物が建っている。ここはもともとが牛を飼っていたうちなのです。それと、あとはビニールハウスが何棟か建っていて、ビニールがなくて枠だけというようなのが2番目に見られますけれども、3番のこれ2階建ての小屋が建っていると。4番についても農業用の小屋が建つと。5番については何もない畑になっていますけれども、当然もう何年も従事していませんので、こういう荒れているというようなこと、6番につ

いても小屋がある。ここ全体が〇〇〇〇線の〇〇に入って間もなくのところなのですが、その〇〇川という川が下に見えるのです。その向こう側という、ちょっと山なのです。ですから、全体が傾斜地になっておりまして、やる意欲は分かるのですけれども、これ手を入れるのは大変なことではないかなと。まず、何もかも壊さないと農地が出てこないというところですから、大変な労力が必要になるのではないかなということで見えてまいりまして、ただ1か所、ナンバー8番につきましては、前回も非農地か農地かの判断のときに、非農地ではありません、農地ですよという結論になった場所ですので、ここだけは平らで、道路のすぐそばというようなことで、これはすぐ手がつけられるのではないかなというふうに思っております。皆様の審議をよろしく申し上げます。

浅見会長

農地利用最適化推進委員として金沢区域担当の山口委員もお二人に同行していると思いますが、本件に対して意見がございましたらお願いいたします。

金沢区域担当  
山口委員

先ほど四方田委員のおっしゃるとおりでございまして、4月18日に宮島さんと四方田委員と私の3人で同行して現状を見させてもらいました。それで、今まで先ほど話にもあったわけでございますけれども、複数回議題にのっているわけでございまして、何とかこの辺で皆さん方のご承認をいただければと思ひまして、よろしく願い申し上げます。

以上です。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がありましたらよろしく願いいたします。

田島委員。

10番  
田島委員

主たる従事者の欄にお母さんでしょうか、〇〇さん、何か母と書かれているのですけれども、農業か何か過去に経験されているとか農家のご出身だったとか、何かそういうところはあるのでしょうか。すみません、質問だけ。

浅見会長

事務局、お願いします。

事務局

農作業経験が1年あるというふうなことしか聞いておりません、これは、本人かどうかは、確認はしておりません。

浅見会長

ほかに何かございますか。  
はい、齊藤委員。

1 番  
齊藤委員

再度確認なのですが、〇〇さんご本人が川越に住まれているということなのですが、通うということでお間違いないのですか。1 時間半かけて。結構心配です。

浅見会長

はい。

事務局

今までの経緯等もちょっと説明させていただきますと、まずこれ案内図を見ていただくと、今回黄色で塗っている上に〇〇さんというお宅があると思うのです。こちらの人が亡くなりまして、その後、親族の方等が相続を放棄したということで、弁護士の管財人がついて清算をしていると。要は誰かに売るなりということで清算、今整理をしているところになります。そういった手続が行われまして、裁判所のほうでこの人に売る権利というのですか、そういったものも手続が済んでいる、が出ている人になります。

この方、〇〇歳ということで若いのですが、私も会ったことございまして、できればこっちに住みたいような話もしてはいたのですが、建物等も古いので、最初は通いでということで聞いています。なので、どこかしらに今ある家、この家のところに住むかというところまではちょっと、これが傾斜で土砂災害とかのに当たっているというのですか、という話をちょっと聞いているので、そこにすぐはちょっと住むのはということで聞いているので、いずれにしろこちらに当初は通って、だんだん整理をしていってという話で聞いています。

私のほうから何個も付け加えてしまって申し訳ないのですが、今回建物群の中の先ほど話にあった 2 階建ての建物等につきましては、もともと農業用の建物であったということで、今回それをそのまま活用したいということで届出で何個か受けております。それがこの後の報告議案でも来ております。ですので、本来であれば、建てるときに届出を出すものが本来ではあるのですが、今回のように建ててしまっているものをそのまま農業用として使うということで、追認の届出というちょっとイレギュラーな形ではあるのですが、そういうもので整理をして、建物に関しては手続をした上で使えるようにすると。その他以外については、取壊し等も行っていくという話を聞いております。親御さんも事業をやられている方ということで聞いておまして、そういった中で手伝ってもらいながらというようなニュアンスでは話

を受けております。いろいろとかなり考えを持ってやっていきたいということで聞いております。

事務局のほうからはちょっと補正は以上になります。

浅見会長

はい、どうぞ、四方田委員。

5番  
四方田委員

こんなに建物が建っていない、何もなくて農をやったほうがいいのだと思うけれども、何でこんな建っているものを欲しがるとかどうかと思って。

事務局

場所的なことで聞いています。私が聞いているのは、もともと学生をされていたということで、都会の環境というのにちょっとアレルギーといいますか何といいますか、そういったものがあって、自然の豊かなところで今後はいろいろやっていきたいという中で、今回そういう、さっき言ったように管財人とかがついていろいろと販売とかをしていく中で、ここを買いたいというふうになったということで、ご本人の意思でここをとということで聞いています。

5番  
四方田委員

本当にいろいろ建っているのだよね。大変。

事務局

いろいろ建っている件については、いろいろと県とも相談したのですけれども、農地転用を取れるかどうかとか。要はちゃんと転用許可取って畑でなくしてという話もさせてもらったのです。昔はこういう言い方、今ほど厳しくなくて、おおらかな時代だったので、農業用の、先ほどあった牛小屋とかというのは、結構往々にしてあったのです。今の県のスタンスとしますと、そういう牛小屋で使うならやむを得ないよねと。転用を認めるけれども、それ以外だと目的が違うよねということで、許可にならないということを知っています。なので、農業用の施設として使うということで届出で対応するのも一つの手段だろうということで、現地で確認したりもした上で県とも調整をしております。

浅見会長

ほかにはどうでしょうか。

個人的なことを進行する側が言ってはあれなのですが、今、四方田委員からも話がありましたように、なかなか心配な部分もあるわけですね。あるわけですが、ここに出てきている書類については、これを信頼してというか信用して、今日の判断はこの中で行っていくというこ

とになるかと思しますので、質問すべきことは質問していただいて、最後は皆さんの判断をよろしくお願いしたいと思ひます。

特になければよろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑は以上ということにさせていただきます、採決したいと思います。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局をお願いいたします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の9番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。

東委員、お願いします。

9番  
東委員

昨日の23日に事務局の宮島さんと申請場所を見てきました。場所は〇〇・〇〇〇の〇〇〇〇があります。その〇〇〇寄りの地隣になります。そこなのですけれども、2筆ありまして、その一部に長い間工作物を造ってしまったということです。この車が写っている写真を見てもらうと、このカーポートというのですか、これと倉庫と物置があると思ひます。この畑の一部にこの建物が建ってしまったということです。それで、始末書も頂いているようです。ひとつ審議のほどよろしくお願いします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたら願

いいいたします。特にありませんか。

横田委員。

7番  
横田委員

ちょっと確認なのですからけれども、いいですか。今さら追認なので、どうにも言いようがないのですけれども、今までこの方の〇〇〇〇の〇という住宅が何㎡あるか分からないのですけれども、そこプラス今回の2筆の〇〇〇㎡を足すと、多分かなりの面積になると思うのですけれども、これが車庫とか駐車場となると、町外でもやっているのならそれもあかなと思っただけなのですけれども、個人でこれだけのものを転用をかけるというのはどうなのかなというふうに思っただけなのですけれども、住宅面積プラス敷地拡張みたいなのだと500㎡以内というふうに考えなければいけないと思うのですけれども、もう既に車庫にもなっているんで、今さらなのですから、本来であればちょっとこれはかなりの面積を宅地として使っているのではなかろうかというふうに思うのですけれども、一言始末書を出せばオーケーだというふうになってしまうのですけれども、ちょっとそれが言いたいだけでした。すみません。

浅見会長

何かありますか。

事務局

申請書のほうに住宅の宅地の面積、書いてもらってまして、一体利用ということで〇〇.〇〇〇なので、辛うじて1,000いかないところまでございまして、もともとこの方、畑等、家の前もやっていたりということで、もともとの農家住宅等の扱いだっただけかなというところで、1,000㎡までで整理しています。窓口に来られた方も若い方で、これまで親御さんとかその前の代からみたいなのです。今回この後の5条の議案の関係もあったときに、窓口に来たので、そこも農家住宅としてもう見ざるを得ないというわけではないのですけれども、もともとそういうものだったということで、1,000㎡までで整理をしてくれと。ちゃんと許可も取ってくれということで出てきています。なので、一応整理をこちら事務局としてもさせていただいた上で、正統性といいますか、そういったものをちゃんと審議した上で今回上げさせていただいています。なので、一応農家住宅の要件1,000というところを見て、もともとそういった住宅だったということという推測ではないのですけれども、そういうところも含めた上で、やむを得ないだろうということで、始末書つきで今回上げているということになります。

浅見会長

今補足の説明もしていただきましたが、今のことも踏まえて、何かほかにごございましたらお受けいたします。よろしいですか。

事務局

すみません、もう一点付け加えさせていただきます。

ごめんなさい、ちょっと補正させていただきますと、ここに書いてある面積が登記簿上の面積になりまして、登記簿上、ごめんなさい、ちょっと訂正があるので、そこも併せて直しますと、上の面積、登記簿上の〇〇〇で、2個目の面積が〇〇〇なのですけれども、錯誤で〇〇〇に変わっているので、〇〇〇〇が正解になりますので、ごめんなさい、ちょっとその部分修正していただいて、それがこの畑の部分の全ての面積になりまして、この家の前の畑としてちゃんと耕作している部分等を差し引きますと、宅地として使っているのが〇〇〇〇、上のところが〇〇〇〇〇㎡で、下の部分が〇〇〇〇番〇で使っている部分、宅地部分で使っているのが〇〇〇.〇〇なので、今ちょっと話しした1,000㎡ぎりぎりというよりも、宅地として使っているのはそこから、先ほど説明させていただいたように200ちょっと平米数が減ると。なので、800ぐらいになるかなというところで、ちょっと補足です。申し訳ございません。

浅見会長

どうでしょうか。数値的なことは、何とか想像つくということかなと思いますが、よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑を以上ということにさせていただきます、これより採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の9番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。

東委員。

9番  
東委員

昨日、同じ日に申請場所を見てきました。場所は、さっき説明した物置がありますね、その裏方になります。この写真を見てもらおうとブロックの線がありますけれども、ここのところに狭く二等辺三角形みたいな形でくさびみたいので入っているのです。多分これは〇〇さんがここを買ったときに測ったらこういう端数が出てしまったのかなと、私の想像です。これの始末書を取られています。そういうわけで、ひとつ審議のほどよろしくお願いします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。  
続いて、番号2について審議します。  
事務局に議案の朗読、説明を求めます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の6番、若林雄一委員に対象農地の状況について説明を求めます。

若林委員。

6番  
若林委員

18日の日にやっぱり現地を見させてもらったのですけれども、この部分につきまして役場の建設課のほうからも話に来ていまして、道路の拡幅もかねて、この土地に一部係ると思うのですけれども、後のところは駐車場という形で、〇〇〇〇〇を運んでいる会社なのですけれども、その会社が給油所と駐車場ですか、両方兼ねて借りたいということで、一部その手前に今回より前に、多分去年だと思うのですけれども、一部譲渡された〇〇〇〇宅というのがあるのですけれども、そこはもう譲渡してしまっています。今回の部分は一応〇〇〇さんが貸すという形で契約をしようということになっていると思うのですけれども、審議のほうをよろしくお願いします。

浅見会長

では、これより本件に対する質疑を行いたいと思います。質疑ございましたらよろしくお願ひいたします。

事務局

事務局から補足しますと、この転用面積、もともと公図上は、公図というか登記簿上は3,000㎡を下回っていたのですが、先ほど若林委員の報告にもあったとおり、道路改良用地としても一部買収がかかりました。それに伴いまして全筆測量し直したところ、〇,〇〇〇㎡ということで、3,000㎡を超えた形になりますので、常設審議委員会行きという形になります。

補足は以上です。

浅見会長

今、補足ありました。面積の関係の話なのですが、今の補足も含めていただいて、何か。

横田委員。

7番  
横田委員

そうすると、48ページの配置図でいうと、地番〇〇〇〇の〇とか〇〇〇〇の〇、〇〇〇〇の〇というのは道路敷になるのですか。

事務局

道路敷です。

7番  
横田委員

分かりました。

浅見会長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

浅見会長	<p>それでは、質疑のほうは以上とさせていただいて、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。  よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。  続いて、番号3について審議します。  事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の12番、小池幹夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。  小池委員、お願いします。</p>
12番 小池委員	<p>17日に事務局の宮島さんと現地を確認してまいりました。53ページの地図をご参照ください。中央に太い道路が見えますけれども、その右側が〇〇地区というか、左側のほうへ行くと〇〇方面に行く県道の〇〇〇〇線ですか、ちょっと左に行くと〇〇という集落、100メートルほど行くと集落に上っていく〇〇橋という橋がありますけれども、そのちょっと手前の左側です。  あと、駐車場と資材置場にするということですが、既になっておりまして、周りの農地が与える影響等はほぼないのかなというふうに思いました。ただ、私もこの地区の農業委員として2年ほど前、農地調査をいたしまして、この資材置場に石とかそういうものがいっぱい置いてありまして、もう荒廃農地、それはよかったかどうか分からないのですけれども、E判定というか、それはしてしましまして、もうちょっと丁寧にやるべきだったなというふうに反省をしております。  それともう一点、これは感想なのですが、地権者の方も始末書を出しておりますけれども、63年からもう既に実際には資材置場となっていたということなのですから、知らなくてやっていた、ごめんなさいということなのですから、この今は法人登記というか法人解消されていると思いますけれども、会社もありませんけれども、丸っきり知らなかったということがあるのかなというふうに、課税とかそういうのが来るのだから、雑種地と農地、税の単価も</p>

違うと思いますので、始末書だけでいいのかなというふうな感じも、若干私の青臭い感想として持っております。先月でしたか、田野のほうで出た、農地にごみの集積所を置いてあって、それも始末書だよという話がありましたけれども、それとは若干意味合いが違うのではないかなというふうに青臭い感想を持ちました。  
以上です。

浅見会長

いいという言い方おかしいですけども、感想を言っていただきまして、その辺も踏まえまして本件に対する質疑を行いたいと思えます。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。  
続いて、議案第4号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、2件を議題といたします。  
番号1について審議します。  
事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)  
すみません、追加で。

浅見会長

はい。

事務局

すみません。お手元に非農地判断調査表のほうをお配りしてございますが、山の名がついて、ちょっと自力でたどり着けなかったものを航空写真として、資料1、資料2という形でこちらのほうに添付してございますので、それについてはこちらでご確認をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

浅見会長

それでは、申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

議案書と判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、14番、浅見幸弘委員に対象農地の状況について説明を求めます。

浅見委員。

14番  
浅見委員

14番、浅見です。57ページ、58ページに住宅地図があるのですけれども、〇〇〇の裾野、〇〇と〇〇、〇〇地区になります。なかなか場所も分かりづらいところですが、山の中、こちらの議案第3号の事前に配付された写真の3ページから対象番地の写真があります。御覧のとおり一体が植林されているところであり、4月17日に宮島主幹と現地調査に行けるところまで行ってみました。行けるところがこちらの調査表のほうの最初のページ、これが〇〇〇〇〇〇番地、私の後ろ側の山林です。めくっていただいて、〇〇〇の〇〇〇と〇〇〇、こちらの写真も後ろの立ち木の裏側のほうの山林になります。ほかはたどり着くことが難しく、とても耕作することは困難だと認められると思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行いたいと思います。質疑がございましたらお願いいたします。

四方田委員。

8番  
四方田委員

申請者なのですけれども、既に亡くなっていると思うのです。そうしますと、今日の結果報告をどういうふうに扱うかということになってくるかと思うのですが、あるいはこれもう一回相続人から出し直しをさせる、その辺の判断をお願いします。

浅見会長

事務局。

事務局

事務局のほうから申し上げます。

今、四方田委員ご指摘のとおり、申出者の〇〇〇〇氏につきましては、4月の22日に死亡ということで、こちらも把握をしております。ご指摘のこの申請、あるいはこれから議決いただくものの効力の考え方ですけれども、この申請申出は有効なものであり、今日の総会における決議、議決は有効のものというふうに事務局では考えております。そういうふうに考えるに至った理由でございますけれども、今回ここで言う農業委員会という行政委員会が行う行政処分に当たり

ます。その行政処分が申出人、〇〇〇〇氏個人の属人的な権利、義務というものを制限する、あるいは設定するものであれば、当然に無効なものというふうに考えられますが、本件決議につきましては、この土地に対して農地か非農地かを判断するものであり、結果、所有者に対して登記地目の変更登記、これをする義務は生じますが、それは所有者が誰であっても変わらないものというふうに判断をいたしまして、この議決は有効、そして処分の名宛人については、〇〇〇〇氏相続人代表者様という形で、取りあえず〇〇氏ご本人の住所にお送りしたいというふうに考えております。

以上です。

浅見会長

よろしいでしょうか。

8番  
四方田委員

ええ。ありがとうございました。

浅見会長

ちょっと私もその辺、気になって、日程はでもちょっと事務局とも話したのですが、そういう今の説明のとおりですので、そのようにご理解いただいて今日の議案というふうにさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほうは以上ということにさせていただいて、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について非農地と判断することに決定いたしました。

番号2について審議をいたします。

事務局、議案の朗読、説明をお願いいたします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申出があった土地について、農地か非農地かについて判断をします。議案書と判断材料として配付された資料ナンバー2を参考に、14番、浅見幸弘委員に対象農地の状況について説明を求めます。

浅見委員。

14番  
浅見委員

14番、浅見です。こちらの箇所につきましては、農地法第3条の最初の議案第1号の譲渡人の申請となります。したがって、〇〇地区、同じ場所になります。63ページの9か所のうち、歩いて行けましたのが、②番と④番、⑤番、⑥番、⑦番になります。そちらの写真が調査表の2枚めくっていただいたところになります。〇〇〇の〇〇〇、ほぼ竹林になっております。そして、次のページが〇〇ですか、〇〇〇〇、続いて〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、いずれも植林はされていないのですけれども、雑木等が生い茂っている状況で、やっとたどり着きまして、農地として耕作することは極めて困難だと思います。さらに、写真が撮れませんでした①番、③番、⑧番、⑨番につきましては、さらにその奥のほうで、人も無理していくと遭難してしまうのではないかなというところですので、耕作は無理だと認められると思います。

以上でございます。

浅見会長

現地確認も大変だったかと思いますが、大変ありがとうございました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について非農地と判断することに決定いたしました。

なお、議案第4号は、非農地と判断した土地所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。

次に、4の報告に移ります。報告……数が多いので、もしかしたら間違っている……

事務局 報告で大丈夫です。

浅見会長 それでは、報告のほうに移ります。報告第1号 農業用施設（2 a 未満）の設置に伴う届出について、3件を議題といたします。  
番号1について事務局に説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局 （事務局朗読）

浅見会長 6番、若林雄一委員も同行されていると思いますが、何か補足することがあったらお願いいたします。

6番  
若林委員 すみません、写真のうちで議案第1号ナンバー2の下の写真なのですけれども、ここに元の母屋というか住宅があると思うのですけれども、その上に面するところが申請地のような感じがするのですけれども、もしくは74ページの配置図、この三角の部分がちょうどこの真裏に当たるような写真となっております。大体そんな感じだと思うのですけれども。

浅見会長 それでは、この件について何か質疑がございますでしょうか。特になければよろしいですか。

出席委員 （なしの声あり）

浅見会長 それでは、この件については、この届出のとおりということによりしくお願いいたします。  
番号2について事務局に説明をさせます。お願いします。

事務局 （事務局朗読）

浅見会長 5番、四方田順造委員も同行されていると思いますが、何か特記することがございましたらお願いいたします。

5番  
四方田委員 先ほどの写真を見てもらって、私が現地で確認したのは、3番の写真ではなかったかな。この建物ではなかったの、2階建ての。2階建てのを使うということでしょう。だけれども、これを見ると、地番見

ると4番だよね。〇〇〇〇番。これではないの。〇〇〇〇番のこの建物がこれではないの。違うの。

事務局

建っている地番は〇〇〇〇で間違いがないです。なので、写真の提示の、写真の資料のナンバー3の写真、これが〇〇の〇〇〇〇ですね。

5番  
四方田委員

と思うので、この写真ナンバーの3がこの建物だと思うのです。

事務局

そうですね。

5番  
四方田委員

そういうことで。

浅見会長

それでは、今の件について質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、この届出についてもこのような形で届出されたということにさせていただきます。

続いて、番号3について事務局に説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

何か補足説明等ありましたら。

5番  
四方田委員

この82ページの公図を見てもらって想像するに、先ほどのナンバー3という写真がありますが、その後ろに2階の建屋があるのですが、これがキノコ栽培所と言われているところです。

それで、あと一つは、写真ナンバー6のこれが農機具置場、昔は牛小屋だったというところです。それでいいのですか。よろしくをお願いします。

浅見会長

今説明いただきました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、届出事項ですので、このような形でご了解をいただければと思います。

大変数多くて、私の経験上、一番多分多かったのだろうと思います。集中力が切れて途中でばたばたしたところもあって、大変申し訳ありませんでしたが、皆さんにご協力いただきまして、以上で審議いただく議案と報告は全て終了いたしました。

ご協力いただきまして大変ありがとうございました。